

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図るための措置	
担当部署	金融庁企画市場局企業開示課	電話番号： 03-3506-6214 e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和4年2月28日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的・必要性】 資本市場が、企業価値を適切に評価し、資金配分機能を十分に発揮するためには、企業の財務情報に関する正しい情報開示が不可欠の前提となる。これを確保するため、公認会計士及び監査法人がその役割を適切に果たし、会計監査が資本市場を支えるインフラとして十分に機能することが求められる。 近年、上場会社の監査を行う担い手の裾野が大手監査法人から準大手監査法人・中小規模監査事務所に拡大し、また、社会全体におけるダイバーシティの進展・働き方の多様化といった動きが監査の分野でも広がってきており、こうした会計監査を巡る近時の環境変化を踏まえ、上場会社の監査の担い手全体の監査品質確保のための制度的枠組みの整備や公認会計士が持てる能力を十分に発揮できるような環境の整備等を行っていく必要がある。</p> <p>【内容】 (1)上場会社等の監査を行うには、日本公認会計士協会による登録を受けなければならないとする登録制度を創設し、上場会社等の監査を行う公認会計士及び監査法人は、上場会社等の監査を公正かつ確に遂行するための業務管理体制の整備等を行わなければならないこととする。 (2)監査法人の社員の配偶者が役員として勤務する会社等に対する監査証明業務に当該社員が関与しない場合には、当該監査法人が当該会社等に対して監査証明業務を提供できるように業務制限を見直す。 (3)公認会計士の資格要件のうち、実務経験の期間を2年以上から3年以上に改める。 また、継続的専門研修の受講状況が著しく不適当な公認会計士等について、その登録を抹消することができることとするとともに、当該事由を理由とする登録の抹消があったことを公認会計士の欠格事由とする。 ※ このほか、公認会計士の登録事項(勤務先)の追加、日本公認会計士協会の会則記載事項(会計教育活動)の追加、公認会計士・監査審査会の立入検査権限等の見直しなどを行う。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	<p>(1)公認会計士法第5章の4 (2)公認会計士法第34条の11第1項第2号 (3)公認会計士法第3条、第4条第5号の2、第21条第2項等</p>	
想定される代替案	<p>(1)登録事務の実施主体を日本公認会計士協会ではなく国とする。 (2)監査法人の社員の配偶者のほか当該社員と親子関係又は兄弟姉妹関係にある者が役員として勤務する会社等に対する監査証明業務についても、見直し後の業務制限の対象とすることとする。 (3)公認会計士の資格要件のうち、実務経験の期間を5年以上とする。 また、継続的専門研修の受講状況が著しく不適当な公認会計士等について、その登録を抹消することができることとするが、当該事由を理由とする登録の抹消があったことを公認会計士の欠格事由にはしない。</p>	
直接的な費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>(1)上場会社等の監査を行おうとする公認会計士及び監査法人※において、登録申請に係る費用や上場会社等の監査に係る規制の遵守に関する費用(例えば、上場会社等の監査を公正かつ確に遂行するための業務管理体制の整備に係る費用)が発生する。 ※ 現行の日本公認会計士協会の自主規制である上場会社監査事務所名簿に登録し、上場会社の監査を行っている公認会計士又は監査法人は124者(2022年1月末時点) (3)公認会計士の資格を取得しようとする者において、資格取得に必要とされる実務経験の期間を2年以上から3年以上へ延長することに伴う負担が生じる。なお、継続的専門研修の受講義務は、現行法においても公認会計士に課せられていることから、今般の公認会計士の登録抹消規定を整備することによって、公認会計士に新たな規制の遵守費用が生じることはない。</p>	<p>(1)登録申請に係る費用や規制の遵守に関する費用が発生する。 (3)本案に比べ、公認会計士の資格を取得しようとする者に生ずる負担が増加する。</p>
(行政費用)	<p>(1)日本公認会計士協会において登録事務に係る費用が、国及び日本公認会計士協会において登録を受けた公認会計士及び監査法人の規制の遵守状況等についてのモニタリングに係る費用が発生する。 (2)監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限を見直すことで、監査法人の社員の配偶者が役員として勤務する会社等に対する監査証明業務に当該社員が関与しない場合には、当該監査法人は当該会社等に対する監査証明業務を行うことができることとなるため、当該社員が当該監査証明業務に影響を与えうる体制となっているなど、監査法人の独立性に問題が生じる体制となっていないかについて、国及び日本公認会計士協会において確認する費用が生じる。 (3)日本公認会計士協会において、登録抹消に係る費用が発生する。</p>	<p>(1)国において、登録審査に係る費用が発生する。また、国及び日本公認会計士協会において、規制の遵守状況についてのモニタリングに係る費用が発生する。 (2)本案の場合と同様、監査法人の独立性に問題が生じうる体制となっていないかについて、国及び日本公認会計士協会において確認する費用が生じる。 (3)本案と同様、公認会計士協会において、登録抹消に係る費用が発生する。</p>
直接的な効果(便益)	便益の要素	代替案の場合
	<p>(1)公認会計士及び監査法人に対し上場会社等の監査を公正かつ確に遂行するための業務管理体制の整備等を義務づけることで、上場会社等を監査する公認会計士及び監査法人の監査の品質が確保され、上場会社等の監査の信頼性の向上につながることを期待される。 (2)監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限を見直すことで、これまで、能力ある公認会計士が当該監査法人の社員として従事できなかった監査証明業務にも従事できることとなるなど、能力ある公認会計士の活躍の機会が確保につながることを期待される。 (3)実務経験を通じて、監査に関わる制度や基準の内容の理解を監査の現場で運用・適用する能力が磨かれることで、個々の公認会計士の資質・能力の向上につながることを期待される。 また、継続的専門研修の受講状況が著しく不適当な場合等の登録抹消規定及び当該事由を理由とする登録抹消に係る公認会計士の欠格事由が整備されることで、継続的専門研修の適切な受講が担保され、その結果、個々の公認会計士の資質・能力の持続的な向上につながることを期待される。</p>	<p>(1)自主規制としての「上場会社監査事務所登録制度」を運用してきた日本公認会計士協会の知見・ノウハウを最大限有効に活用できなくなることから、本案と同程度の効果を得るための行政費用が増加する可能性がある。 (2)本案に比べ、これまで社員として従事できなかった監査証明業務に従事できることとなる能力ある公認会計士の数が減少する。 (3)公認会計士の資格要件については、本案に比べ、より充実した実務経験を経た者が公認会計士となることから、より一層、個々の公認会計士の資質・能力の向上につながることを期待される。 一方、継続的専門研修の受講状況が著しく不適当であること等を理由とする登録抹消を公認会計士の欠格事由としない場合、登録抹消後に再び登録をすることが容易となり、個々の公認会計士の資質・能力の持続的な向上の効果が本案よりも小さくなる。</p>
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	代替案の場合
	<p>(1)一般投資家を含む多数のステークホルダーを有する上場会社等がその財務書類について、監査の品質が確保された公認会計士又は監査法人による監査を受けることで、当該財務書類の信頼性が確保され、その結果、日本の資本市場が適切にその機能を発揮することにつながる。 (2)監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限を見直すことで、監査法人の社員の配偶者が役員として勤務する会社等に対する監査証明業務に当該社員が関与しない場合には、当該監査法人は当該会社等に対する監査証明業務を行うことができることとなり、これまで提供が制限されていた監査証明業務の提供が可能となる。 (3)個々の公認会計士の資質・能力が向上することで、公認会計士が行う監査に対する信頼性の向上につながる。</p>	<p>(1)本案と同様。 (2)本案に比べ、監査法人の独立性がより確保され、監査の適正性・公正性が高まることが考えられる一方で、これまで提供が制限されていた監査証明業務の提供が可能となる範囲が狭まる。 (3)公認会計士の資格要件については、本案と同様。 一方、継続的専門研修の受講状況が著しく不適当であること等を理由とする登録抹消を公認会計士の欠格事由としない場合、登録抹消後に再び登録をすることが容易となり、公認会計士が行う監査に対する信頼性の向上の効果が本案よりも小さくなる。</p>
政策評価の結果(費用と効果(便益)の関係等)	<p>【費用と便益の関係分析】 (1)上場会社等の監査について登録制度を創設し、上場会社等の監査を行う公認会計士及び監査法人に対して業務管理体制の整備等の義務を課すことによるプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果を上回る。 (2)監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限を見直すことによるプラスの効果は、行政費用の発生といったマイナスの効果を上回る。 (3)公認会計士の資格要件のうち実務経験の期間を2年以上から3年以上に改めること、及び継続的専門研修の受講状況が著しく不適当な公認会計士等について、その登録を抹消することができることとするとともに、当該事由を理由とする登録の抹消があったことを公認会計士の欠格事由とすることによるプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果を上回る。</p> <p>【代替案との比較】 (1)代替案の場合、遵守費用は本案の場合と変わらないと考えられる一方で、本案と同程度の効果を得るための行政費用が増加する可能性がある。 (2)代替案の場合、本案に比べ、監査の適正性・公正性が高まると考えられるものの、直接的な効果及び副次的な効果が減少する。 (3)公認会計士の資格要件については、代替案の場合、効果(便益)が本案に比べ増加することとなるが、遵守費用が同様に本案に比べ大きく増加することとなるため、費用対効果は本案の場合より小さくなると考えられる。 また、継続的専門研修の受講状況が著しく不適当であること等を理由とする登録抹消を公認会計士の欠格事由としないことについては、遵守費用・行政費用ともに、本案と変わらない一方、本案に比べ、効果(便益)が減少することとなる。</p>	
その他関連事項	-	
事後評価の実施時期等	「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、公認会計士制度等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。施行後5年以内に事後評価を実施する。	
備考	-	